

建築設備士試験の申込み方法及び 「第一次試験」の免除回数・期間の変更について

1. 受験申込みの原則インターネット化について

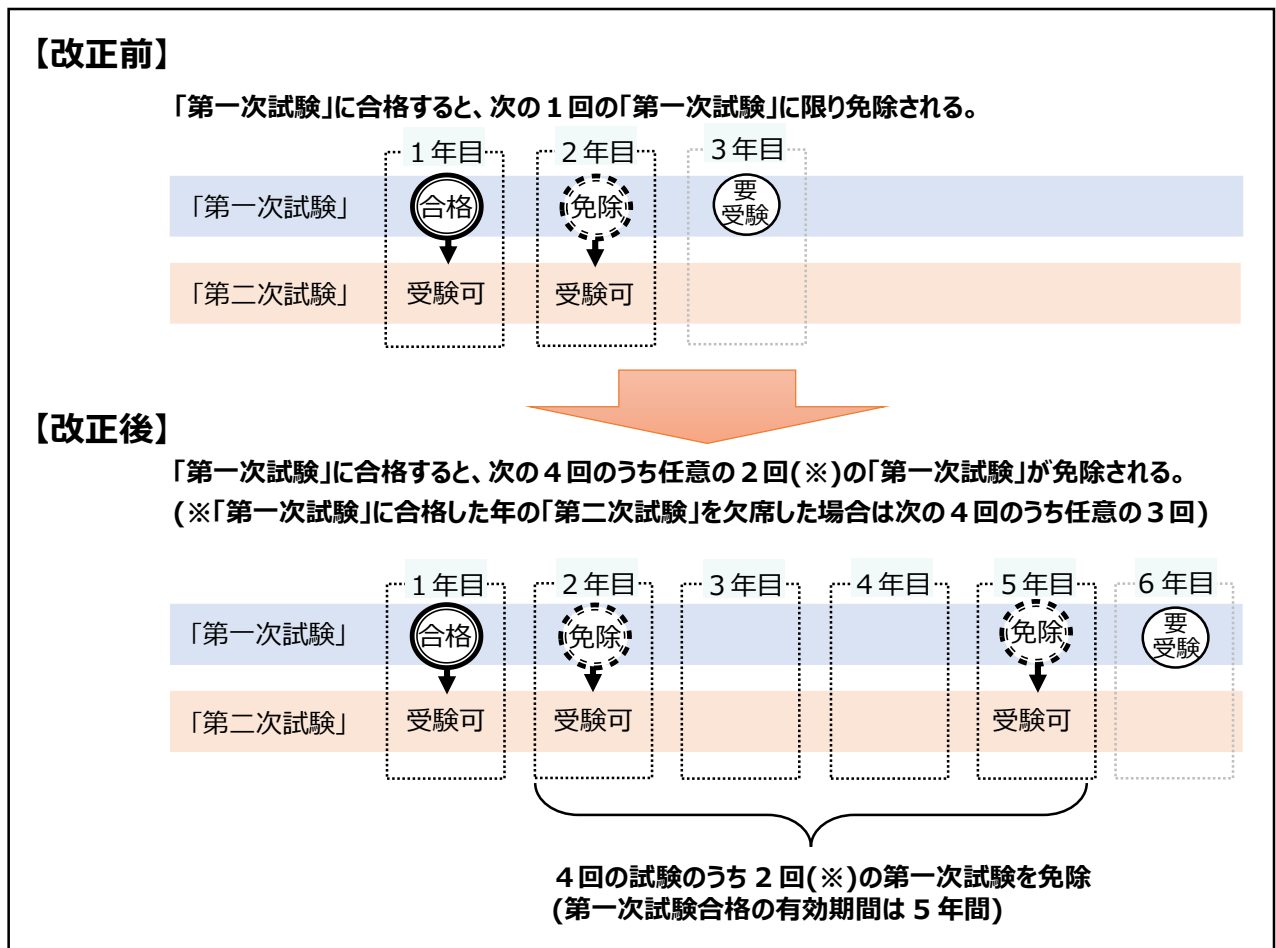
令和3年試験より、受験申込みは、原則として、「インターネットによる受付」のみとなります。なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、別途受付方法をご案内しますので、受付期間に間に合うよう、お手数ですが3月12日(金曜)までに当センター本部までお問合わせください。

また、受験申込みに必要な書類等は、「受験区分」「受験資格区分」によって異なりますので、事前に確認し、受付期間に間に合うよう必ず準備のうえ申込みください。

2. 「第一次試験」の免除回数・期間の変更について

建築設備士は近年高齢化が進んでおり、若年層を含む受験者の受験機会の拡大・柔軟化を図る観点から、令和2年12月の建築設備関係団体からの要望等も踏まえ、「第一次試験」の免除回数・期間について、建築士試験と同様に拡大することとしました。

具体的には、令和3年以降の「第一次試験」に合格した場合、次の年から続く4回のうち任意の2回(同年に行われる「第二次試験」を欠席した場合は3回)について、「第一次試験」を免除することとします。



問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター 試験部試験第三課「建築設備士試験」担当

TEL:03-6261-3310(代表)